

被扶養者の要件の確認における留意事項

令和7年9月30日（火）までに提出 **※期間厳守**

被扶養者の認定要件に「日本国内に住民票があること（健康保険法：令和2年4月1日改正）」が追加された為、令和5年4月1日以降に確認が取れていない方については、住民票の提出を依頼いたします。

【被扶養者申告書記載要領】

- 令和7年9月1日現在の状況を記入願います。
※被扶養者のいない組合員についても住所を確認し、変更等がある場合は記載事項変更届・長期組合員資格変更届などを提出ください。
- 年間所得推計額は、暦年又は会計年度ではなく、向こう1年間（令和7年9月～令和8年8月）で恒常的に見込まれる収入です。無収入の場合は「0」を記入願います。
- 「扶養親族の認定の有無」・「給与事務担当者証明印」の欄について

区 分	「扶養親族の認定の有無」欄	「給与事務担当者証明印」欄
給与規程の扶養親族に認定されている場合（扶養手当受給者）	有	※記入しない
給与規程の扶養親族に認定されていないが所得税法上の扶養親族に認定されている場合	○有（○有も可）	※記入しない
いずれにも該当しない場合	無	※記入しない
- 修正変更等がある場合は朱書にて訂正し、記載事項変更届及び長期組合員資格変更届など、通常の申告時に必要な書類を併せて提出願います。
- 認定または取消となる被扶養者がいる場合は、別途、該当する申告書等を提出願います。

【必要添付書類】

別添の「必要添付書類一覧」を参照のうえ提出願います。

※添付書類の不備により、遡及して被扶養者の認定取消を行う事例が発生しておりますので、遺漏のないよう提出願います。

【 担当 】

総務部職員課共済係（内線）2062・2058

Mail : jnkyou sai@acs.u-ryukyu.ac.jp